居宅介護支援利用契約書

様(以下「利用者」という。)と南相馬市社会福祉協議会(以下「事業者」という。)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援に関して、次の条項により契約を締結します。

第一章　総則

(契約の目的)

第１条　事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援を行うことを目的として、居宅介護支援を提供します。

(契約期間)

第２条　本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の１４日前までに、利用者またはその親族等から文書による契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

(居宅サービス計画作成)

第３条　事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

２　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたっては、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者、またはその親族等に対して提供し、サービスの選択を求めるものとします。

３　介護支援専門員は、利用者およびその親族等の状況を勘案し、利用者に提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ、居宅サービス計画の原案を作成します。

４　介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその親族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。

(居宅サービス計画作成後の便宜供与)

第４条　事業者は、居宅サービス計画作成後においても、次ぎの各号に定める居宅介護支援を提供するものとします。

一　利用者およびその親族等、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

二　居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等と連絡調整を行います。

三　利用者およびその親族等の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(居宅サービス計画の変更)

第５条　利用者およびその親族等が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者およびその親族と事業者は双方合意に基づき、居宅サービス計画を変更するものとします。

(介護保険施設への紹介)

第６条　事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難と認められる場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜供与を行います。

（介護支援専門員の交替等）
第７条　事業者は、必要に応じ介護支援専門員を交替することができます。ただし、その場合には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
２　利用者は、事業者が任命した介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対し介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

第二章　サービスの利用料金

（サービス利用料金）
第８条　事業者が提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、法律の規定に基づき介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受ける場合（法定代理受領）は、利用者の負担はなく無料となります。ただし、利用者が介護保険料を滞納等により、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受けられない場合は、重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し支払うものとします。
２　事業者は、前項のただし書きにより、サービス利用料金を受領した場合には、領収書ならびにサービス提供証明書を発給しますので、保険者に介護保険料を納入したうえで還付を受けてください。
３　前項の他、利用者は、通常の実施地域以外の居宅へ訪問を受けて居宅介護支援の提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。

（利用料金の変更）
第９条　事業者は、第８条第１項および第２項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系に変更があった場合は、告示基準に従い利用料金を変更できるものとします。

第三章　事業者の義務

（記録作成・交付義務）
第１０条　事業者は、利用者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から５年間保管し、利用者またはその親族等の請求に応じてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。
２　事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者およびその親族等から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書類を交付します。

（守秘義務）
第１１条　事業者、介護支援専門員および従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者およびその親族等に関する個人情報を正当な理由なく漏洩することはありません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
２　前項に関わらず、利用者に係るサービスの向上をはかるなどの正当な理由がある場合には、個人情報が用いられる旨の同意を文書により得たうえで、利用者およびその親族等に係る必要最小限の個人情報を用いることができるものとします。

第四章　事業者の義務違反

（損害賠償責任）
第１２条　事業者は、本契約に基づく居宅介護支援の実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第１１条に定める守秘義務に違反した場合にも同様とします。ただし、利用者およびその親族等に故意または過失責任が認められる場合は、利用者の置かれた心身の状況を斟酌し相当と認められる場合に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

２　事業者は、前項の損害賠償責任が確定した場合は、すみかに履行するものとします。

（裁判管轄）

第１３条　利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を所轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第五章　契約の終了

（契約の終了理由等）

第１４条　利用者は、以下の各号に基づき契約が終了します。ただし、それ以外は本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用できるものとします。

一　利用者が死亡した場合

二　要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合

三　利用者が介護保険施設等に入所した場合

四　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

五　事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

六　第１５条から第１６条に基づき本契約が解約または解除された場合

七　次の事項に該当する場合、事業所は利用者、その家族等に対し改善を希望する旨の申し入れを行い、それにも拘わらず改善の見込みがなく結果として利用者に対して適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合

① 利用者、またはその家族等が事業所や介護支援専門員に対し故意にカスタマーハラスメント等やその他著しく常識を逸脱する行為を行った場合

② 利用者、またはその家族等が事業所や介護支援専門員の生命、身体、財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、且つ事業所が通常の方法ではこれを防止できないと判断した場合

（利用者からの中途解約）

第１５条　利用者は、本契約の有効期間中においても解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の１４日前までに事業者に通知するものとします。

２　利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合は、納得のいく居宅サービス計画を作成するよう申入れることができ、事業者が申入れに従わない場合には、本契約を即時に解約することができます。

（利用者からの契約解除）

第１６条　利用者は、事業者もしくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

一　事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合

二　事業者もしくは介護支援専門員が第１１条に定める守秘義務に違反した場合

三　事業者もしくは介護支援専門員が故意または過失により、利用者もしくはその親族等の身体・財産・信用等を傷つけ、著しい背信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第六章　協議事項等

（苦情処理）

第１７条　事業者は、提供した居宅介護支援に関し利用者またはその親族等からの苦情に対し、苦情を受け付ける窓口を設置し適切に対応するものとします。

２　事業者は、利用者またはその親族等から苦情を受けてもサービス内容に不利益な処遇を受けることはありません。

３　利用者は、事業者に対し苦情等を申入れても改善がされない場合には、福島県運営適正化委員会へ申し入れることができます。

（協議事項）

第１８条　本契約に定められていない事項について疑義が生じた場合には、事業者は介護保険法ならびにその他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議し対応するものとします。

上記の契約を証するため、本書を2通作成し双方署名押印の上、各自1通を保有します。

契約締結日　　令和８年１０月１日

契約当事者氏名

住　　所　　南相馬市原町区小川町322番地の1
指定居宅介護支援事業所
事業者　名　　称　　南相馬市社会福協議会　（指定番号0771200102）
代表者名　　管理者　　原田　トワ子　　印

住　　所

利用者
氏　　名　　印

利用者　住　　所
の親族
(代理人)氏　　名　　印